

## バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰関係規程

○ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰要領（平成13年11月6日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）（抄）

### 1. 目的

この表彰は、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含むすべての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰し、もって、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く普及させることを目的とする。

### 2. 表彰の対象

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、施設の整備、製品の開発、推進・普及のための活動等において、極めて顕著な、又は特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体

### 3. 表彰者

極めて顕著な功績又は功労があったと認められる者については内閣総理大臣、特に顕著な功績又は功労があったと認められる者については内閣官房長官（ただし、高齢社会対策又は障害者施策を担当する内閣府特命担当大臣が置かれている場合には当該大臣。以下「担当大臣」という。）

### 4. 表彰の方法

表彰状及び記念品

### 5. 表彰の時期

表彰は、年一回行う。

### 6. 表彰の手続

都道府県等から推薦された者のうちから、別に定める選考委員会の意見を聴いて、内閣総理大臣又は担当大臣が被表彰者を決定する。

### 7. 表彰の事務

表彰に関する事務は、関係各省庁の協力を得て、内閣府において行う。

○ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰候補者推薦要領（平成 14 年 1 月 8 日内閣府政策統括官(総合企画調整担当)決定)

1. 推薦の範囲

「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰要領」 2 の「表彰の対象」の規定に該当すると考えられる個人又は団体とし、推薦に際しては、「表彰対象として想定される代表的事例」を参考にすることとする。

2. 推薦の手続

- (1) 各都道府県、指定都市、関係府省は、内閣府政策統括官(政策調整担当)からの推薦依頼に基づき、候補者の推薦を行うものとする。推薦件数は、都道府県・指定都市にあっては、個人及び団体を通じて5件以内とする。

なお、推薦に当たっては、以下の点を考慮することとする。

- ・ 都道府県・指定都市が推薦する対象は、原則として、その取組の範囲が当該地域を中心とするものとする。
- ・ 各府省が推薦する対象は、その取組が各府省の所掌に関するものであって、原則として、その取組の範囲及び効果が複数の都道府県又は全国に及ぶものとする。

- (2) 毎年、推薦依頼を行うに当たり、推薦の期日を定めることとする。

- (3) 推薦に際しては、推薦される者の経歴、表彰の理由となる功績等を具体的に明記する。なお、都道府県知事、指定都市の市長、関係大臣又はこれらに準ずる者等から表彰を受けた者を推薦する場合は、当該表彰の関係規程及び実施状況を添付することとする。

- (4) 叙勲、褒章（紺綬褒章を除く。）又は内閣総理大臣表彰を受賞した個人又は団体は、本表彰の対象とはしない。

また、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進又は関連分野において既に大臣表彰を受賞した個人又は団体については、受賞から3年を経過し、更に功績が積み重なっていることが明らかである場合を除き、内閣総理大臣表彰のみの候補者として推薦するものとする。

## 留意事項

### 1. 候補者の募集

候補者の募集に際しては、庁内各部局やいわゆる出先機関、市町村、関係機関・団体への連絡に加えて、ホームページ上で募集するなど、幅広い周知・募集の御協力をお願いいたします。募集に当たって、内閣府のホームページや広報媒体（参考4チラシ等）は御自由にお使いください。

なお、自薦・他薦は問いませんが、推薦件数は5件以内としてください。また、本表彰の推薦にふさわしい候補者であるかどうか、可能な限り御確認いただくようお願いいたします（候補者が反社会的勢力に関わっていると判断できる又はその疑いがある、公序良俗に反する活動を行っている等）。

### 2. 推薦事例

過去の表彰等（下記6. ホームページ）を御参照ください。民間での取組だけではなく、地方公共団体の取組についても表彰の対象となっていますので、積極的な推薦をお願いします  
なお、過去に推薦され、活動期間が少ない等の理由で選考から漏れた事例の中にも優れた事例が見受けられるところであり、再度推薦していただいても差し支えありません。実際、その後の活動等により、一度、選考に漏れた事例が表彰されています。

### 3. 資料の添付

参考資料等（新聞記事、活動報告、活動の様子が分かる写真・画像等）を添付する場合には、年月日、資料の名称、どのような活動であるか分かるような補足説明を添付又は資料自体に補記いただくようお願いいたします。

なお、提出いただくファイルの種類はPDFで統一するようお願いいたします。

### 4. 推薦（提出）方法

電子メールで様式1、様式2及び上記3の資料について、電子ファイルで御提出ください。

公印は不要です。原則、電子ファイルを提出いただくこととしていますが、規則等により公印を省略できない、冊子やパンフレットをPDFに変換するには大きな負担が伴うなどの場合には、郵送での提出でも結構です。

### 5. 推薦後の手続

推薦いただいた候補者については、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会の審査（委員による現地調査含む）を経て、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣が受賞者を決定します。表彰の時期は令和5年12月頃を予定しています。

なお、推薦いただきました団体・個人等の選考過程については、非公表とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

### 6. ホームページ

過去の表彰事例等については、内閣府ホームページを参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/souki/barr ier-free/hyousho.html>

## バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 の対象として想定される代表的事例

### 施設の整備

- ・施設・建築物（医療施設、劇場・映画館、集会場・公会堂、展示場、店舗、宿泊施設、福祉施設、体育施設・遊技場、博物館・美術館・図書館、官公庁施設、学校、保育所等の児童福祉施設、集合住宅等）
- ・交通機関（駅等を含む。）・道路・公園
- ・まちづくり

なお、国が直轄事業として整備したものは除く。また、バリアフリー法の対象となる施設・建築物、交通機関・道路・公園については、施設整備及び運営の住民参加プロセスや職員の対応、施設等の利用に関するわかりやすい情報提供等、ソフト面と一体となった総合的な取組を重視する。

### <受賞例> 全国脊髄損傷者連合会山形県支部（令和4年度特命担当大臣表彰奨励賞）

2004年、全国で初めて駐車施設への全面青色塗装を実施。小中高生や一般ボランティアの協力を取り組みを続け、県内の車椅子ユーザーにとってのバリアフリー環境への意識啓発、通称「ダブルスペース」と呼ばれる高齢者やベビーカーユーザーのスペースに配慮する取組にも広がり、北海道から沖縄県まで着実に全国へと波及。



塗装作業の様子



塗装された駐車場

### 製品の開発

- ・創造的な用具・機器の開発、研究・規格の標準化
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが使いやすいものづくり

なお、他者の知的所有権を侵害しないものに限る。また、誰もが使いやすいものづくりについては、開発時及び改良のプロセスにおいて、多様なユーザーの参加が行われ、継続的に評価される仕組みがあることを重視する。

## <受賞例> 株式会社アイエスゲート（令和4年度特命担当大臣表彰優良賞）

2017年、高齢者や聴覚障害のある方等のため、検査者の別室からの指示を従来の音声だけでなく、イラストやアニメーションでもモニターに表示して伝える「胃部X線検査支援システム（e-検査ナビ®）」を開発・製品化。e-検査ナビの導入医療機関や地方公共団体と連携して「がん検診の受診機会創出」に取り組んでおり、受診率の向上、早期発見によるがん治療に貢献。



e-検査ナビの概要図



検査者側

受診者側

## 推進・普及のための活動等

- ・高齢者や障害者等の自立と社会参加に寄与する活動、事業等（例えば、ガイドマップの作成、旅行・買物等の外出を介助するボランティア、移送サービスの提供、推進状況の点検、各種情報提供、児童生徒の意識向上活動等）
- ・「子育てバリアフリー」を推進する活動等利用者の自立と社会参加に寄与する活動等
- ・情報の利用におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する活動、事業等

## <受賞例> NPO法人わくわく（令和4年度特命担当大臣表彰優良賞）

2010年法人設立、精神・発達障害のある方が作業等を行う障害福祉サービス事業所、多世代交流、障害者就労支援等を実施。竹チェロ製造の専門講師など事業所利用者が新たなスキルと自信を身につける機会を提供し、精神・発達障害等に対する一般の人々の理解を促進、地域経済の活性化に寄与。



竹チェロの製造



地域コミュニティ活動

以上の代表的事例は、あくまで例示であり、ここに掲げた事例以外のものであっても、審査の結果、表彰の対象となり得る。